池田町立池田小学校いじめ防止基本方針

令和５年４月改定　池田町立池田小学校

１　いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

（１）いじめとは

児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものである。

２　いじめの防止等の対策に関する基本理念（いじめ防止対策推進法第３条関連）

（１）いじめ防止のための対策は、いじめがすべての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

（２）いじめの防止等の対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。

（３）いじめの防止のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

（４）いじめを受けた児童にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童が発達段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力や友達関係から生まれたトラブルなどに対応し、解決することで、人間関係を修復していく力を身につけ、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていく力を育む。

３　学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第８条関連）

（１）学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（２）いじめが生まれにくい環境をつくるために、全ての児童において自分が必要とされる存在にあると感じる取組を進める。また、多様性を認め、互いに支え合うことができるよう、「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ児童」、学校として配慮が必要な児童等にもいじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を行う。

（３）いじめを早期に発見するために、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に「気づく力」を高め合いながら、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが重要である。

（４）いじめがあることが確認された場合は、直ちに関係する児童の安全を確保し、傷ついた心のケアを行うとともに、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ速やかに組織的に対応する。

このため、教職員は普段から、いじめを把握した場合の対処について、理解を深めておくことが大切であり、組織的な対応を可能とする体制整備を行うことが必要である。

４　いじめの対応について

（１）学校は、学校いじめ防止対策委員会で対応する。

（2）「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断する。
（3）いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応する。

5　いじめ防止対策のための組織

（1）名　称　：　池田小学校いじめ防止対策委員会(特別委員会)
（2）構成員　：　教頭、指導部、支援部、養護教諭、統廃合コーディネーター
（3）会　議　：　４月(計画会議)　、３月(反省会議)、その他必要に応じて開催する。
※ＰＴＡ三役については、対策委員会の内容を報告し、必要に応じて出席を要請する。
（4）その他　：　校内体制による「いじめ対策チーム」は、次の通りにする。
教頭、指導部（生徒指導担当)、当該学年担任、養護教諭
(場合によっては、支援部や教科担任、支援員にも参加を要請する)

6　いじめ発見と防止のための取組

（1）いじめアンケートの実施
いじめの早期発見、いじめ見逃しゼロに向け、５・６月、１０・１１月にいじめアンケートを実施する。
（2）教育相談体制の整備
いじめアンケート実施後、状況に応じて「教育相談週間」を設定する。実施計画、情報分析や対応策策定については、いじめ防止対策委員会が主体となって行う。
（3）いじめは、「どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という強い自覚を持って対処するとともに、学校いじめ防止対策委員会における取組を積極的に行う。
（4）児童生徒の観察による情報収集
学年担任及び学年所属職員、教科担任や養護教諭等、常に情報収集を心がけ、気になる言動を発見した場合は、管理職又は指導部に報告する。管理職と指導部でその内容を協議し対応を行う。
（5）必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集に努める。
（6）児童会主体によるいじめ防止の取組
いじめ防止のテーマやいじめ防止強化期間の設定、いじめ防止会議の開催等、児童生徒の主体的な取組を促す積極的な活動を推進する。
（7）いじめ問題への対応を確実なものとするため、「様子を見る」というような対応策を払拭する。
（8）ＱＵテストの組織的な活用を図り、状況把握に生かす。
（9）「特別の教科　道徳」をはじめ、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動などを充実させ、豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、規範意識や思いやりの心などを育成する。

7　いじめ発見後の対応(スピード感を持って対応)

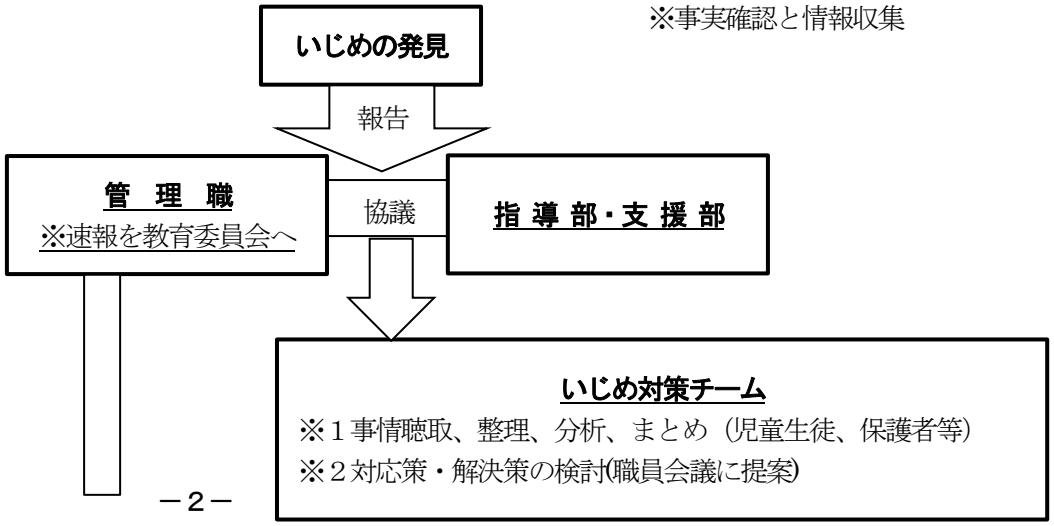

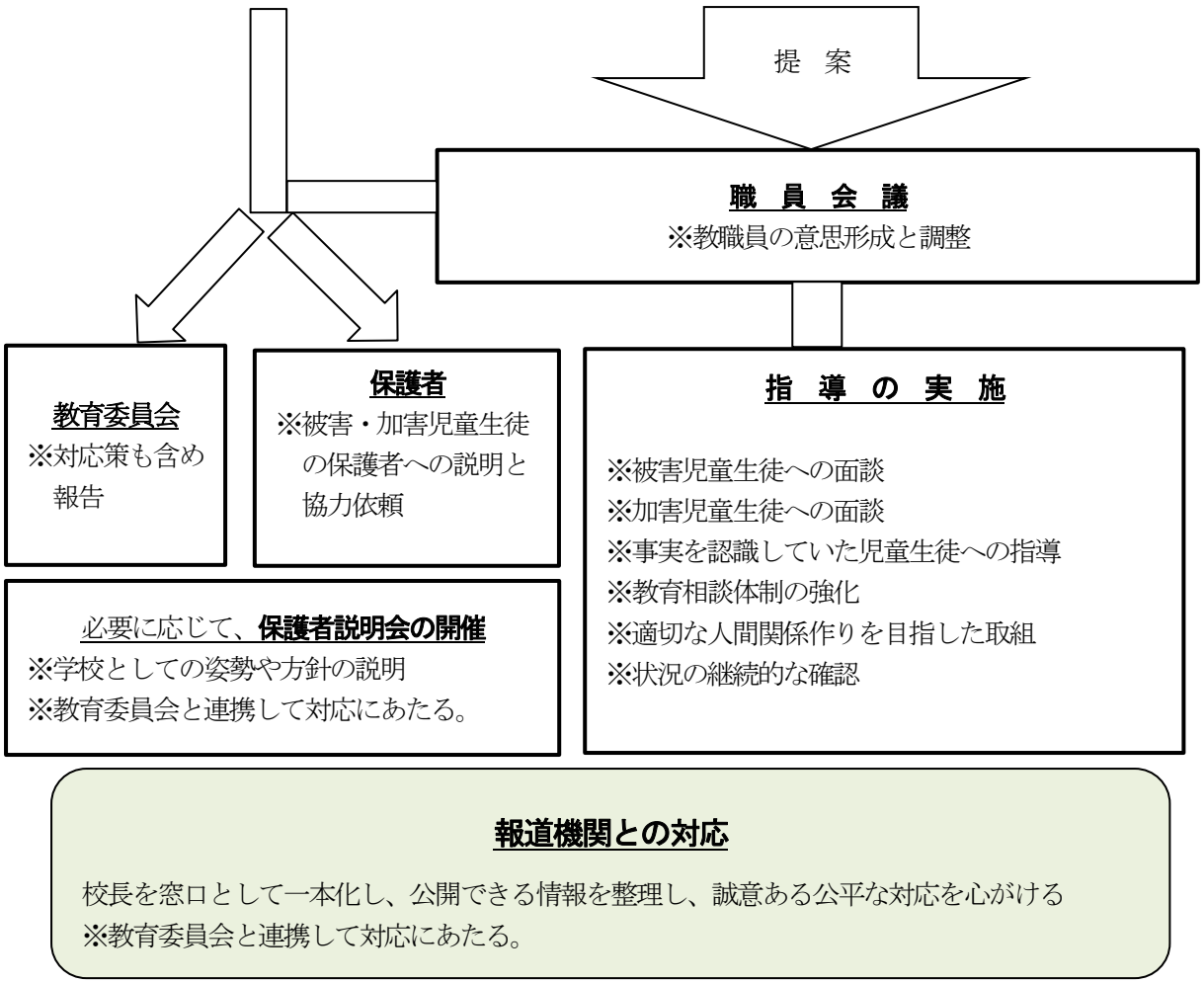

8　いじめの解消について（いじめが「解消している」状態とは、）

（1）いじめに係る行為が止んでいる状態がより相当の期間継続していること。

（2）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

（3）いじめの解消の判断はいじめ対策チームにより、判断する。

9　いじめ防止のための研修の充実

学校において、人権が尊重され、児童が安心して過ごせるよう、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を進める。

（1）いじめの早期発見、児童の望ましい人間関係を構築する能力や対処方法の習得を目的とした研修を年３回開催する。

（2）研修講座等、校外の研修会に参加し、その研修情報の内部提供に努める。

（3）指導力向上により児童理解を深めるため、関係機関や管理職からの情報提供の機会を充実させる。

10　全領域における連携の重視

（1）各教科

それぞれの教科において、生徒指導の三機能を活かした取組を基盤とし、言語活動や各種授業形態による活動を通して他者と適切に関わる能力を高め、いじめの芽を摘み取るように努力する。

（2）「特別の教科　道徳」

道徳の時間は、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を考えさせ、児童生徒同士の共感的な関係を

深め、豊かな体験を通して内面を鍛える。

（3）特別活動

学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動を通して、より良い人間関係を築く力や、社会性の育成を図りいじめ防止に寄与する。

（4）総合的な学習の時間

体験活動や言語活動、探究活動を充実させ、社会的な視野を広めるとともに他者理解を深めさせる。

11 いじめ対策の検証

（1）いじめ対策の取組については、スピード感のある対応が求められるため、ＰＤＣＡサイクルにより、短期スパンの検証・改善を図る。その役割は、指導部が担う。

12 保護者・地域への情報提供

（1）この基本方針は、４月に文書で各家庭に配布するとともに、必要に応じ、対応状況について説明する機会を設け、説明責任・結果責任を果たす。

13 重大事態発生対応については、学校設置者(池田町教育委員会)の指示に従う。

（1）道の基本方針や国の「いじめの重大事態の調査の関するガイドライン」（平成２９年３月）に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生を防止する。

（2）重大事態が発生した場合は、速やかに委員会に報告し、委員会と十分に協議をして対応に当たり、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻す支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

（3）児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして扱う。

14 対策年間プログラム（予　定）

４月	「いじめ対応」についての保護者への説明(参観日、ＰＴＡ総会) いじめ防止対策委員会①
５月	いじめアンケート(１回目)、個人面談、教育相談週間、　　＊学校運営協議会への説明
６月	
７月	学校評価(職員自己評価)
８月	
９月	＊学校運営協議会への報告
１０月	QUテスト実施
１１月	いじめアンケート(２回目)　個人面談、教育相談週間
１２月	学校評価(職員自己評価・保護者評価・児童評価)　　＊学校運営協議会への報告
１月	
２月	学校評価(関係者評価)　　＊学校運営協議会への報告
３月	いじめ防止対策委員会②、いじめ防止基本方針の見直し